

家きんを飼育されているみなさんへ

# 飼養衛生管理基準※を守っていますか？

中丹家畜衛生情報（No.28-19）

平成28年10月発行

Check !

※家畜伝染病予防法で定められた、すべての家畜飼養者が守るべき基準です。すべてにチェックがつか確認してください。

## □ 家きんのエリアと居住エリアを分けていますか

家きんの小屋やえさ置き場などのエリアと、人の居住エリアの境界がわかるようにしましょう。

## □ 病原体を持ち込まないよう対策できていますか

不特定多数の人が家きんの小屋に近づかないようにしましょう。  
小屋への出入りの際には、専用の靴を使用して、  
世話ををするときは手指を消毒しましょう。

## □ 野生動物が侵入できないようになっていますか

野鳥が入らないようになっているか確認しましょう。  
水に野生動物の粪などが入っていないかチェックし、  
消毒した水を与えましょう。

## □ 家きんの小屋は清潔にしていますか

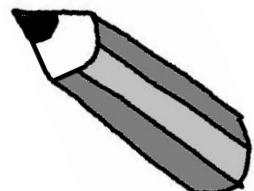
掃除をこまめにするだけでなく、  
世話に使用する道具も清掃・消毒しましょう。



## □ 家きんの健康観察をしていますか

## □ 記録をつけていますか

万が一のとき、病気の感染ルートがわかるように、  
いつ、どこから、何羽の家きんを導入し、  
えさをいつ購入したかなど、記録を残しておきましょう。



## □ 家きんの病気についての情報を収集していますか

本日お渡しした中丹家畜衛生情報 No.28-18裏面をご参照ください。

## □ 毎年家きんの飼育羽数を報告していますか

毎年、当所まで飼育羽数の報告をお願いします。